

第5次地方分権一括法に基づく道から札幌市への事務・権限の移譲について

資料2

法律	関係府省	法律名	事務・権限	施行日	道担当		市担当	
					担当部課	グループ	担当部課	係
1	文部科学省	学校教育法	指定都市立特別支援学校の設置等の認可	H28.4.1	教育庁 学校教育局 特別支援教育課	企画・振興グループ	教育委員会 学校教育部教育推進課	学びの支援係
2	厚生労働省	毒物及び劇物取締法	特定毒物研究者の許可	H28.4.1	保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課	医務薬務グループ	保健福祉局 保健所医療政策課	薬事係
3	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可	H28.4.1	保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課	医務薬務グループ	保健福祉局 保健所医療政策課	薬事係
4	経済産業省	火薬類取締法	火薬類の製造許可等	H29.4.1	経済部 産業振興局 環境・エネルギー室	産炭地・保安グループ	(権限移譲担当) 消防局総務部総務課	企画広報係
5	経済産業省	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造許可等	H30.4.1	経済部 産業振興局 環境・エネルギー室	産炭地・保安グループ	(原局担当) 消防局予防部指導課	ガス保安係